

## 高松市在宅医療介護連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、高松市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱（平成30年4月1日施行）に規定する在宅医療・介護推進連携事業を円滑に実施するための具体策を協議するため、高松市在宅医療介護連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域における在宅医療及び在宅介護の資源の把握及び活用に関すること。
- (2) 地域における在宅医療・介護連携（在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携をいう。以下同じ。）に関する課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- (3) 在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた方策の企画及び立案に関すること。
- (4) 在宅医療の関係者、介護サービス事業者その他の関係者（以下「医療・介護関係者」という。）間の情報の共有の支援に関すること。
- (5) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応に関すること。
- (6) 医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する研修の実施に関すること。
- (7) 地域住民に対する普及啓発に関すること。
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携に関すること。
- (9) その他在宅医療・介護連携の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人高松市医師会の代表者

- (2) 一般社団法人木田地区医師会の代表者
  - (3) 一般社団法人綾歌地区医師会の代表者
  - (4) 公益社団法人高松市歯科医師会の代表者
  - (5) 一般社団法人高松市薬剤師会の代表者
  - (6) 公益社団法人香川県看護協会の代表者
  - (7) 香川県訪問看護ステーション連絡協議会の代表者
  - (8) 一般社団法人香川県理学療法士会の代表者
  - (9) 香川県介護支援専門員協議会の代表者
  - (10) 高松市老人福祉施設協議会の代表者
  - (11) 高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会の代表者
  - (12) 香川県医療ソーシャルワーカー協会の代表者
  - (13) 市内に存する認知症疾患医療センターの代表者
  - (14) 香川県長寿社会対策課長
  - (15) 高松市健康福祉局長寿福祉部長
  - (16) 前各号に掲げる者のほか、在宅医療及び在宅介護に関し専門知識を有する者
- (任期)

第4条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、高松市健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月2日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱による最初の推進会議の会議及び委員の任期満了後における最初の推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。